

## 評議員及び役員の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人まこと保育園（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員及び評議員等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第7条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第18条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、会議に伴う食事代、及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の額)

第3条 役員、評議員は定款第9条、23条により無報酬とするが費用においては弁償する。

### (費用の弁償)

第4条 第2条の第1号、第2号により評議員、役員がその職務を行うために要する費用を下表に基づき弁償する。

	費用弁償（日額）
理事会出席弁償費	2,000円（食事を含む場合は+食事代）
評議員会出席弁償費	2,000円（食事を含む場合は+食事代）

(2) 費用の弁償の額は実費とする。ただし、理事長が認めた、法人及び施設の運営のための業務（研修等）に当たった場合は旅費（宿泊費を含む）を役員旅費支給規程に基づき算出されるものとする。

### (既定の廃棄)

第5条 この規定の改廃は評議員会の決議を経て行う。

附則 この報酬規程は平成29年4月1日より施行する。